

相模原商工会議所ホームページ広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、相模原商工会議所（以下「会議所」という。）がインターネット上に公開しているホームページへの広告掲載について必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類及び範囲)

第2条 会議所ホームページに掲載する広告は、バナー広告とし、次に掲げるものを除くものとする。

- (1) 会議所ホームページの公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
 - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの
 - (3) 政治活動、宗教活動又は個人若しくは団体等の意見広告に係るもの
 - (4) 青少年の健全育成に反するもの
 - (5) 消費者保護の観点からふさわしくないもの
 - (6) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、掲載する広告として適当でないと会頭が認めるもの
- 2 前項各号に規定する広告の範囲は、別に会議所ホームページバナー広告掲載基準に定める。

(広告の規格)

第3条 広告の規格は次のとおりとする。

サイズ	縦60ピクセル×横120ピクセル
画像形式	GIF（アニメ不可）、JPEG
容量	10KB以内

(広告を掲載するページ、位置及び枠数)

第4条 広告を掲載するページは会議所ホームページのトップページとする。

(掲載期間)

第5条 広告を掲載する期間（以下「掲載期間」という。）は1か月（毎月1日から月末まで）を単位とし、6か月を超えない期間とする。

- 2 広告掲載の開始日は毎月1日とし、終了日は契約が終了する月の末日とする。

(広告の掲載料)

第6条 前条に規定する期間に係る広告の掲載料は次のとおりとする。

区分	掲載料（税込み）
会議所会員	21,000円/月
会議所非会員	42,000円/月

- 2 第10条に規定する広告主は、前項の規定による掲載料（以下「広告掲載料」という。）を会頭の指定する期日までに、一括前納するものとする。

(広告掲載希望者の募集)

第7条 広告の掲載を希望する者(以下「掲載希望者」という。)の募集は、会議所ホームページ等で公募するものとする。

- 2 広告募集の際、前月10日までに申込みを受付したものは、翌月1日に掲載する。
- 3 会頭は、公募を行うに当たって、第10条に規定する広告主となり得る者及び広告会社に対し、広告掲載の案内をできるものとする。

(広告掲載の申込み)

第8条 掲載希望者は、会議所ホームページバナー広告掲載申込書(第1号様式)に掲載しようとする広告案の原稿を添えて申し込むものとする。なお、これらに加え当所非会員の場合は、最近の法人税確定申告書写し(法人の場合)又は最近の所得税確定申告書写し(個人事業者の場合)を添えるものとする。

- 2 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。
- 3 広告枠の配置は申込順とする。

(広告掲載の決定)

第9条 会頭は、第2条の規定に基づき、広告掲載の可否を決定する。

- 2 会頭は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果並びに掲載内容及び条件等について掲載希望者に、広告掲載決定通知書(第2号様式)又は広告否掲載決定通知書(第3号様式)により通知する。

(広告掲載内容の承諾)

第10条 前条の規定により広告掲載可の決定を受けた者(以下「広告主」という。)は、掲載内容及び条件等を記載した承諾書(第4号様式)を会頭に提出する。

(広告内容、デザイン等の審査及び協議)

第11条 広告の内容及びデザインについては、会議所及び会議所ホームページの信用性等を損なうことのないようにするとともに、広告主と会議所が必ず協議することとする。

- 2 デザイン等広告表現に関する基準は、会頭が別に定める。

(広告内容等の変更)

第12条 会頭は、広告の内容、デザイン及びリンク先のWEBページ内容等が法令に違反しているとき、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要綱等に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取消し)

第13条 会頭は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手續を要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- (2) 前条の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき。

(3) 前3号に掲げるもののほか、会議所ホームページへの広告の掲載が適切でないと会頭が判断したとき。

2 前項第1号から第3号までの規定により広告の掲載を取り消した場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告掲載の取り下げ)

第14条 広告主は自己の都合により、当所ホームページへの広告の掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、広告主は書面(第5号様式)により会頭に申し出なければならない。

3 第1項の規定により広告の掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(掲載期間の延長)

第15条 掲載期間内に、会議所の都合で会議所ホームページを一時的に閉鎖した場合は、閉鎖日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、閉鎖日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

2 広告主の責に帰さない理由により、会議所が広告を掲載できなかったときは、掲載できなかった日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、広告を掲載できなかった日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

(広告掲載料の返還)

第16条 会頭は、前条の規定により広告が掲載できなかった場合で、かつ、掲載期間の延長が困難な場合には、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還する。

2 前項の規定により返還する広告掲載料は、バナー広告を会議所ホームページから削除した日から広告掲載終了予定日までの日数で日割り計算した額とする。

3 前2項の規定により還付する広告掲載料には利子を付さない。

(広告主の責務)

第17条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと、及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、会頭に対して保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

(リンク先)

第18条 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更の1週間前までに会議所に連絡するものとする。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

相模原商工会議所ホームページバナー広告掲載基準

- 1 この基準は、相模原商工会議所ホームページ広告掲載取扱要綱第2条に規定する広告の範囲の詳細として定めるものであり、この基準に照らして、掲載の可否の判断を行うものとする。
- 2 次の業種又は業者の広告は掲載しない。
 - (1) 風俗営業類似の業種
 - (2) 消費者金融
 - (3) たばこ
 - (4) ギャンブルにかかるもの
 - (5) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や業者
 - (6) 法律の定めのない医療類似行為を行なう施設
 - (7) 民事再生法及び会社更生法による再生更生手続き中の業者
- 3 次のいずれかに該当する広告は掲載しない。
 - (1) 人権侵害、名誉毀損、各種差別的なもの
 - (2) 法律で禁止されている商品や、無認可商品、粗悪品などの不適切な商品、サービスを提供するもの
 - (3) 他を誹謗、中傷または排斥するもの
 - (4) 公の選挙若しくは投票の事前運動に該当するもの
 - (5) 宗教団体等による布教推進を主目的とするもの
 - (6) 非科学的、または迷信に類するもので、利用者を迷わせたり、不安を与える恐れのあるもの
 - (7) 社会的に適切でないもの
 - (8) 国内世論が大きく分かれているもの

相模原商工会議所ホームページ広告表現ガイドライン

(趣旨)

第1条 このガイドラインは、相模原商工会議所ホームページに会員企業等のバナー広告を掲載するにあたり、その広告表現について、相模原商工会議所ホームページ広告掲載取扱要綱に規定する事項のほか、ページデザイン及びユーザビリティを保持するために、広告表現について必要な事項を定めるものとする。

(禁止表現)

第2条 次の表現を含んだバナー広告は、ユーザーの意思に反した動きをしたり、ユーザーに誤解を与えたりするおそれがあるため、禁止とする。

- (1) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
- (2) アラートマーク
- (3) ラジオボタン
- (4) テキストボックス（入力できるように見えるもの）
- (5) プルダウンメニュー（下に選択肢があるように見えるもの）

(G I Fアニメ)

第3条 G I Fアニメ及びF L A S Hを用いる表現は禁止とする。

(相模原商工会議所ホームページとの区別)

第4条 次の表現については、ユーザーが相模原商工会議所ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同する恐れがあるため、禁止とする。

- (1) 相模原商工会議所ホームページと類似の色調及び字体を使用するもの。
- (2) 「金融相談」など相模原商工会議所を連想させる分野において一般的な表現を用いるなど、ユーザーが相模原商工会議所の事業であると誤認しやすいもの。

(色調)

第5条 文字色と背景色のコントラスト（明度差）は十分にとり、また、背景に模様のある画面や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするように配慮しなければならない。

(解像度)

第6条 文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

附 則

このガイドラインは、平成17年7月1日から施行する。

相模原商工会議所ホームページバナー広告掲載申込書

相模原商工会議所 会頭 杉岡 芳樹 殿

広告掲載希望者 所在地（住所） _____

法人名（屋号） _____

代表者職氏名 _____ 印

担当者氏名 _____

連絡先（TEL） _____

（FAX） _____

（Eメール） _____

相模原商工会議所ホームページ広告掲載取扱要綱第8条の規定に基づき、次のとおり申し込みます。

掲載希望期間	平成 年 月から平成 年 月まで（ か月）
リンク先URL	http://
業 種	
広告の内容	
そ の 他	申し込みにあたっては、相模原商工会議所ホームページ広告掲載取扱要綱の内容を遵守します。

備考 次の書類を添付してください。

- 1 広告案の原稿（申込み前にEメールで送付いただくか、フロッピーディスク、USBメモリまたはCD-ROMに入れてご提出下さい。）
 - 2 貴事業所のホームページのトップページ写し（申込み前1週間以内のもの）
- * 当所非会員については、法人は最近の法人税確定申告書写し、個人については、最近の所得税確定申告書写し。

平成 年 月 日

御中

相模原商工会議所
会頭 杉岡 芳樹

広 告 掲 載 決 定 通 知 書

平成 年 月 日付で申込みのあった相模原商工会議所ホームページへのバナー広告掲載について、次のとおり掲載することに決定しましたので、通知します。

記

1 広告掲載期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

2 広告掲載料 金 円

3 広告掲載料の納入
平成 年 月 日までに指定の金融機関へお振込みいただくか、商工会議所へ直接ご持参ください。

4 その他
平成 年 月 日までに同封の承諾書（第4号様式）を商工会議所へ提出してください。

平成 年 月 日

御中

相模原商工会議所
会頭 杉岡 芳樹

広 告 否 掲 載 決 定 通 知 書

平成 年 月 日付で申込みいただいた相模原商工会議所ホームページへのバナー広告掲載については、次の理由により掲載できないことになりましたので、通知します。

記

1 否掲載の理由

2 その他

平成 年 月 日

承 諾 書

相模原商工会議所 会頭 杉岡 芳樹 殿

広告主 所在地（住所） _____
法人名（屋号） _____ ⑩
代表者職氏名 _____
担当者氏名 _____
連絡先（TEL） _____

相模原商工会議所ホームページバナー広告掲載取扱要綱第10条の規定に基づき、次の内容について承諾します。

1 広告の内容及び条件

相模原商工会議所トップページは、予告することなくデザイン等の変更をすることがあります。この変更に伴い、バナー広告の掲載位置や並び順が変更となる場合にも異議を申しません。

2 その他

私（当社）は、相模原商工会議所ホームページ広告掲載取扱要綱を遵守し、要綱に規定する広告主の責務を果たし、相模原商工会議所からバナー広告掲載に関する指示があった場合には誠実に対応します。

平成 年 月 日

相模原商工会議所ホームページバナー広告掲載の取り下げ届

私(当社)は、下記理由により平成 年 月 日をもって、標記広告掲載の取り下げをいたします。

記

(取り下げ理由) _____

平成 年 月 日 届

相模原商工会議所
会頭 杉岡 芳樹 殿

広告主 所在地（住所） _____
法人名（屋号） _____
代表者職氏名 _____ 印
連絡先（TEL） _____